

令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年12月12日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・理事会に監事が出席できるように日程調整を行うこと。
- ・会計面について不適切な取扱いがあるので、社会福祉法人会計基準にのっとり適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>監事について、理事会を2回以上連続して欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)</p>	<p>令和4年度は十分に余裕を持った日程調整を行っているため、2回以上続けての欠席はない。</p>
2	<p>法人の予算設定において、前期末支払資金残高を0円としていることから、決算時において当期末支払資金残高の予算と決算に多額の差異が生じている。</p> <p>前年度決算が確定後の補正予算編成段階にあつては、前期末支払資金残高は確定額が判明していることから、予算編成では実情に即した予算計上を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の口頭指摘をしているものの、改善されていないので必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(留意事項2)</p>	<p>令和4年度分は3月補正で計上する。次年度以降は6月補正時に計上する。</p>